

# 新型コロナウイルス感染防止マニュアル Ver. 3

(令和2年8月24日現在)

## 1 目的等

本マニュアルは、伊達市立伊達中学校における教育活動・運営を遂行する上で、新型コロナウイルス感染症に対する必要な感染防止策や事案発生時の初動措置等を行い、安心・安全な教育環境の確保を目的とする。

## 2 通常時における措置

### (1) 日常時

- ・ 新型コロナウイルス感染対策会議を設置し、対応に備える。
- ・ 生徒及び教職員に対し、感染対策に関する教育や啓発を日常から実施する。
- ・ 健康観察記録用紙による検温記録をチェックし、健康状態の把握に努める。
- ・ 消毒液での手指消毒は「登校時」「給食前(当番)」「清掃前」に行い、他は活動ごとに石鹸での手洗いを実施。
- ・ うがいは、飛沫防止のため当面の間実施しない。
- ・ 次の通り、1日1回職員による消毒除菌を行う。

|     | 担当  | 消毒箇所                         |
|-----|-----|------------------------------|
| 教室内 | 担任  | 生徒机、給食台、手すり、ドア取っ手、照明スイッチ等、廊下 |
| 教室外 | 担任外 | トイレ、水飲み場、階段手すり、特別教室の生徒が触れる部分 |

### (2) 登校前

- ・ 生徒及び教職員は、各家庭において毎日の検温及び体調の確認を行う。
- ・ 生徒は、「健康観察記録用紙」に検温記録等を記入し、毎朝担任に提示する。
- ・ 保護者は、生徒に発熱等の風邪症状が認められた場合は、登校させず、その旨を学校に連絡する。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止措置)

### (3) 登校時

- ・ 常時マスクを着用することを原則とするが、熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合や、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外すことも可とする。
- ・ マスク着用時でも、生徒同士の身体的距離の確保に努めるよう留意する。
- ・ 校内に入校する際、家庭での検温忘れや記録不備、または体調不良の生徒については、保健室で必ず検温を行う。その際、発熱が疑われたり、風邪症状が認められる場合は、保護者に通知し帰宅することを原則とする。
- ・ 入校時は、必ずアルコール消毒を行う。(アルコールアレルギーがある生徒については、入校後必ず手を洗ってから教室へ向かう。)

### (4) 授業時

- ・ マスクを着用して学習する。
- ・ 体育等、運動活動時におけるマスクの着用は不要とするが、生徒間の距離の確保には十分

留意する。

- ・ 換気は、気候上可能な限り常時、行うようにする。換気扇がある教室については、常時運転するようにする。
- ・ 生徒間の身体的距離の確保に留意し、教室間の不必要な移動は避ける。
- ・ 教職員は生徒の健康状態に留意し、体調の変化等がみられた場合は、管理職及び養護教諭に報告し、症状発生時における措置を実施する。

#### (5) 下校時

- ・ 常時マスクを着用することを原則とするが、熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合や、十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを外すこととする。
- ・ マスク着用時でも、生徒同士の身体的距離の確保に努めるよう留意する。
- ・ 帰宅後に、手洗いを必ず行う。

### 3 相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染防止対策に係る相談窓口は、教頭または養護教諭とする。

### 4 事案発生時の対応

#### (1) 感染者発生時の対応順序の基本

| 順序 |                     | 対応内容   |
|----|---------------------|--|
| 1  | 報告                  | 感染者の発生を認めた → 直ちに市教委へ報告<br>学校施設閉鎖等、市教委の指示を基に決定                      |
| 2  | 学校運営                | 全ての生徒及び教職員に対しての対応を指導・連絡<br>臨時休業等の判断は、設置者の指示に従う                     |
| 3  | 接触者管理               | 校内で体調不良者が出た場合は、保護者迎えを原則として帰宅<br>保護者迎えまでは、保健室以外の別室で待機などの配慮<br>接触者把握 |
| 4  | 生徒出欠管理<br>教職員サービス管理 | 生徒：学校保健安全法第19条に従い、出席停止措置等の判断<br>職員：道教委の通知に基づき、病気休暇・災害事故休暇等の措置      |
| 5  | 消毒・衛生管理             | 市教育委員会、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒<br>施設の使用中止等を市教委と協議のうえ決定                  |
| 6  | 学事管理                | 生徒の出欠管理、休業の場合の学習保障策等を調整  |
| 7  | 休業時                 | (生活指導) 家庭での過ごし方に関する指導、困ったときの連絡先<br>(学習指導) 学習の保障に関する連絡 (マチコミメール)    |
| 8  | 広報                  | 非常時は、マチコミメールを基本に連絡   |

(2) 事案別対応マニュアル

| 番号 | 状況                            | 対応   |
|----|-------------------------------|--|
| 1  | 生徒がコロナウイルスに感染                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡を受けたら、発症日、判明日、検査日、現在の症状、最終登校日、所管保健所、保健所からの指示、入院施設名に関する情報を把握する。<br/>併せて兄弟関係の在籍校確認→連絡</li> <li>2 市教委 82-3298（休日の場合は参与または教育部長）へ電話報告する。</li> <li>3 <u>別紙1「学校等における新型コロナウイルス感染症に係る発生報告（速報）」（共通フォルダ内）</u>を作成し市教委へ提出する。</li> <li>4 市教委に確認後、生徒、保護者（マチコミ or 文書）、地域（学校運営協議会）へ連絡する。</li> <li>5 生徒の経過を把握し、状況変化があれば市教委へ連絡</li> <li>6 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝え判断する。<br/>状況によっては、一部休業（学年単位）または全面休業措置もあり得る。</li> <li>7 念入りな消毒を実施する。</li> </ol>                                  |
| 2  | 同居家族がコロナウイルスに感染<br>（生徒が濃厚接触者） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡を受けたら、同居家族の発症日、本人検査実施の有無および検査日、生徒の現在の症状、最終登校日、所管保健所、保健所からの指示等を把握する。<br/>併せて兄弟関係の在籍校確認→連絡</li> <li>2 市教委 82-3298（休日の場合は参与または教育部長）へ電話報告する。</li> <li>3 <u>別紙1「学校等における新型コロナウイルス感染症に係る発生報告（速報）」（共通フォルダ）</u>を作成し市教委へ提出する。</li> <li>4 生徒は出席停止とし、健康観察を依頼する。</li> <li>5 自宅待機し、PCR検査となる。<br/>陽性→番号1<br/>陰性→自宅待機、注意深い健康観察を行う。</li> <li>6 生徒の症状の変化やそれまでの登校状況、検査結果について、家庭に許可を取ったうえで市教委へ連絡し、生徒と保護者に対して家庭での注意深い健康観察を依頼する。</li> <li>7 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝え判断する。</li> </ol> |

|   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| 3 | 同居家族が濃厚接触者の疑い<br>(家族が検査対象者)       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡を受けたら、検査の予定、生徒の現在の症状、最終登校日、所管保健所、保健所からの指示等を把握する。<br/>併せて兄弟関係の在籍校確認→連絡</li> <li>2 市教委 82-3298 (休日の場合は参与または教育部長) へ電話報告する。</li> <li>3 別紙1「学校等における新型コロナウイルス感染症に係る発生報告(速報)」(共通フォルダ)を作成し市教委へ提出する。</li> <li>4 生徒には登校を控え(出席停止扱)させ、外出も控えさせ、健康観察をお願いする。</li> <li>5 家族の検査結果に応じて対応する。<br/>陽性→番号2<br/>陰性→保健所の指示を市教委へ伝え判断する。<br/>健康観察のうえ、問題なければ登校の可能性</li> </ol> |
| 4 | 同居家族の職場でコロナウイルスが発生                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡を受けたら、同居家族の対応を確認する。<br/>併せて兄弟関係の在籍校確認→連絡</li> <li>2 市教委へ報告する。</li> <li>3 保護者の意向に沿うが、選択肢の一つとして生徒を自宅待機とできる(出席停止扱)ことも伝え、不安や心配に寄り添った対応をしていく。<br/>登校→注意深く健康観察し、何かあれば早退指示。<br/>市教委へ連絡する。<br/>自宅待機→連絡して家族や本人の状況を把握する。</li> </ol>  |
| 5 | 校内に出入りする人が感染<br>(給食運搬、郵便配達、来校者など) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡を受けたら、当該者への保健所の指示を確認する。</li> <li>2 市教委へ報告する。</li> <li>3 生徒・教職員の濃厚接触の可能性について確認する。</li> <li>4 学校来校者の感染について、生徒、保護者(マチコミ or 文書)へ連絡し、健康観察をお願いする。</li> </ol>   |
| 6 | 職員が感染                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連絡を受けたら、発症日、判明日、検査実施の有無および検査日、現在の症状、最終出勤日、所管保健所、保健所からの指示、入院施設名に関する情報を把握</li> <li>2 市教委 82-3298 (休日の場合は参与または教育部長) へ電話報告する。</li> <li>3 市教委に確認後、生徒、保護者(マチコミ or 文書)、学校運営協議会へ連絡する。</li> <li>4 教職員の経過を把握し、状況変化があれば市教委へ連絡する。</li> <li>5 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝</li> </ol>   |

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
|   |                            | <p>え判断する。</p> <p>6 生徒ならびに教職員が濃厚接触者として特定された場合は自宅待機または必要に応じてPCR検査濃厚接触者として特定されなかった場合は外出を控え、注意深い健康観察を行う。</p> <p>状況によっては、一部休業（学年単位）または全面休業措置もあり得る。</p> <p>7 念入りな消毒を実施する。</p>   |
| 7 | 職員が濃厚接触者                   | <p>1 連絡を受けたら、感染者の発症日、本人の現在の症状、検査予定や結果、最終勤務日、所管保健所、保健所からの指示等を把握する。</p> <p>2 市教委 82-3298（休日の場合は参与または教育部長）へ電話報告する。</p> <p>3 職員に許可を取り、生徒と保護者に対して家庭での注意深い健康観察をお願いする。</p> <p>4 職員には出勤を控えさせ、検査を受ける。<br/>陽性→番号6<br/>陰性→自宅待機し感染者等との最終接触からある程度の期間の健康観察を行い、保健所に確認して許可が出れば出勤可能となる。</p> <p>5 その後の対応は保健所および病院の指示を市教委へ伝え判断する。</p> <p>6 状況に応じて念入りな消毒を実施する。</p> <p>7 保護者等への連絡は市教委の指示に基づき判断</p> |
| 8 | 職員の同居家族が濃厚接触者の疑い（家族が検査対象者） | <p>1 連絡を受けたら、検査の予定、職員の現在の症状、最終出勤日、所管保健所、保健所からの指示等を把握</p> <p>2 市教委 82-3298（休日の場合は参与または教育部長）へ電話報告する。</p> <p>3 職員には出勤を控えさせ、自宅待機し健康観察をお願いする。</p> <p>4 家族の検査結果に応じて対応する。<br/>陽性→番号2<br/>陰性→保健所の指示を市教委へ伝え判断する。<br/>健康観察のうえ、問題なければ出勤の可能性</p>  |

|   |           |  |
|---|-----------|--|
| 9 | 家庭内感染への対策 | <p>1 感染経路が不明な感染者数の増加が見られる地域等から家族等が帰省し、発熱等の風邪症状が見られる場合は、生徒本人の風邪症状等のあるなしに関わらず、出席停止等とする。</p> <p>2 登校再開は医療機関もしくは保健所の判断により、新型コロナウイルス感染症への感染が否定された時点からとする。</p> |
|---|-----------|--|

(関係通知等)

- 令和2年2月19日付け通知「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」
- 令和2年4月1日付け通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」
- 令和2年4月3日付け通知「学校再開後の「心のケア」に関する留意事項について」
- 令和2年4月6日付け通知「学校の再開後の分散登校の実施について」
- 令和2年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取扱い等について」
- 令和2年6月10日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)
- 令和2年6月17日付け通知「新型コロナウイルス感染症の発生並びに出席停止に係る報告について」
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3)
- 令和2年8月6日付け通知「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について」